

和歌山県立

もんじょかん

文書館だより

第6号

平成12年3月



高橋家文書には、和high女で使用された教科書、十五冊が含まれていました。これらは高橋克己の妹である静代さんが和high女時代に学んだものです。

和歌山県の女子中等教育は明治二十一年に和歌山高等小学校女子部内に温習科が付設されたことにより始まりました。

温習科は、「高等小学校女子部ノ卒業者ヲ收容シテ更ニ高度ノ補習教育ヲナシ兼ネテ師範学校女子部入志願者ノ予備教育機関」として設立されました。

明治二十四年三月に温習科は独立し、和歌山市立和歌山高等女学校となり、裁縫学校が付設されました。当時は女子中等教育が一般に浸透していなかったため、付設の裁縫学校の生徒が百名ほどあったにもかかわらず、女学校の生徒は、わずか二十六名（二学年九名・一学年十七名）しか集まりませんでした。

その後、明治三十二年四月に裁縫学校を併合。「高等女学校令」の公布により同三十四年校規を改正し県に移管され、県立の和歌山県高等女学校となりました。同年六月、和歌山県立和歌山高等女学校と改称され、県下女子教育の中心として出発することとなりました。和high女は、昭和二十三年の学校教育法施行による新制共学の高校が設置され閉校するまで六一四二名の卒業生をおくりだしました。

目次

- 公開資料の紹介⑤「高橋家文書」……………2
- 刊行物の紹介「高橋家文書目録」……………3
- 歴史講座「熊野地方の歴史と文化」……………4
- 文書館運営協議会……………5
- 地域史料保存調査員研修会……………6
- 公文書館専門職員養成課程参加記……………7
- 文書館日誌・利用方法・利用案内……………8

明治後期から大正にかけての中等教育

和歌山県立和歌山高等女学校となった明治三十四年(一九〇一)の新生は、本科生が一〇八名、技芸専修科三十四名でした。

入学者の選考については、小学校高等科第二学年終了者は本科第一学年に、同じく第三学年終了者は第一学年または第二学年に、さらに第四学年卒業者は第二学年に、それぞれ試験の上編入されたようです。

明治三十四年当初は入学者数はなかなか増えませんでした、十年後の同四十四年(一九一)には、技芸専修科を全廃、本科定員を六百名に増員し、各学年に三学級ずつ設置するまでになりました。

高橋静代さんが入学した大正十二年頃には、定員が、七五〇名に大幅に増員されてきました。

また、修業年限も当初は二カ年でしたが、明治二十五年には三カ年、同二十七年には四カ年と次第に延長され、最終的には大正十年に五カ年となりました。

高等女学校での履修科目は、明治三十四年の文部省の「高等女学校令施行規則」によると、修身・国語・外国語・歴史地理・数学・理科・図画・家事・裁縫・音楽・体操が必須科目となっていました。

和高等女では、明治三十七年から体操科の一部として薙刀の教授を始めたほか、余科として箏曲教授などが取り入れられ、当時の和高等女教育の特色となっていたようです。

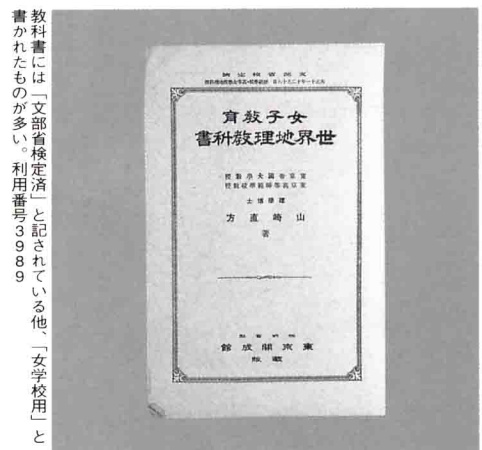
学年	教科書名	利用番号
一学年	女子算術教科書	4137
二学年	石川女子生理衛生教科書	4011
三学年		
四学年	女子代数教科書 □□物理教科書	4265
	女子国文 巻七	4148
	女子教育世界地理教科書	4264
	女子西洋歴史	4242
	博物通論	4145
	GIRLS NEW CROWN READERS	3999
	新図画帳	4234
五学年	女子地理学通論	4270
	女子国文 巻八	3989
	日本歴史教科書上級用	3993
不明	新制女子法制経済要義	4147
		4085

※「海部郡木本村 高橋家文書目録」より作成

装丁は大体、洋綴じですが、国文の教科書などは、洋紙に印刷しているにもかかわらず、わざわざ和綴じにするなど教科に合わせた工夫がされています。

これらの教科書は、小学校の教科書と同じく文部省による検定教科書でした。

ところで尋常小学校では男女とも同じ教科書を使っていましたが、男子生徒が通っていた尋常中学校と高等女学校では、本科(普通科)の同一科目であっても教科書は中学校用、高等女学校用と別の教科書を使用していました。



高等女学校用教科書

教科書には「文部省検定済」と記されている他、「女学校用と書かれたものが多い。利用番号3989」

各学年における各科目ごとの毎週教授時数は、明治三十四年(一九〇一)の「高等女学校令施行規則」と「中学校令施行規則」とを比較すると、数学・理科・英語等の授業時間が大幅に少なかったり、高女には裁縫・家事などの特設の教科が設けられており、教科目内容においても隔たりがありました。

この後、大正九年七月二十一日の文部省令第十五号「高等女学校施行規則改正」により、数学・理科の時間が増やされ、その分、修身・図画・音楽の時間が減らされました。

これに伴い「高等女学校令施行規則」中の第七条「数学ハ算術ヲ授クヘシ又必要ニ応ジ代数ノ初歩及幾何ノ初歩ヲ授クルコトヲ得」の条文から「ノ初歩」が削除され、さらに第八条では理科の知識を授けるだけでなく実験を課すようになり、多少は改善されたように見えます。しかし、第十条においては、家事整理上必要な知識を授けるだけでなく、技能

学科目	学年				
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
修身	(二)二	(二)二	(二)二	(二)二	(二)一
国語	(六)六	(六)六	(六)六	(六)五	(五)五
外国語	(三)三	(三)三	(三)三	(三)三	(三)三
歴史	(三)三	(三)三	(三)三	(二)二	(二)二
地理	(三)三	(三)三	(三)三	(二)二	(二)二
数学	(二)二	(二)二	(二)三	(二)三	(三)三
理科	(二)二	(二)二	(二)三	(二)三	(三)三
図画	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一
家事				(二)二	(四)四
裁縫	(四)四	(四)四	(四)四	(四)四	(四)四
音楽	(二)二	(二)二	(一)一	(一)一	(一)一
体操	(三)三	(三)三	(三)三	(三)三	(三)三
教育					
手芸					
計	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八

(一)内の数字は明治三十四年の毎週教授時数

各学年における各科目の毎週教授時数(明治34年、大正9年「官報」より)

と実習が加えられるなど、相変わらず実際の教科内容となっています。

制度的には明治二十四年(二八九一)の中学校令改正により「女子に須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」として尋常中学校と同程度とされるはずの高等女学校ですが、実際の教育内容は、明治・大正をとおして家族制度を維持するための徳育中心の教育であったようです。

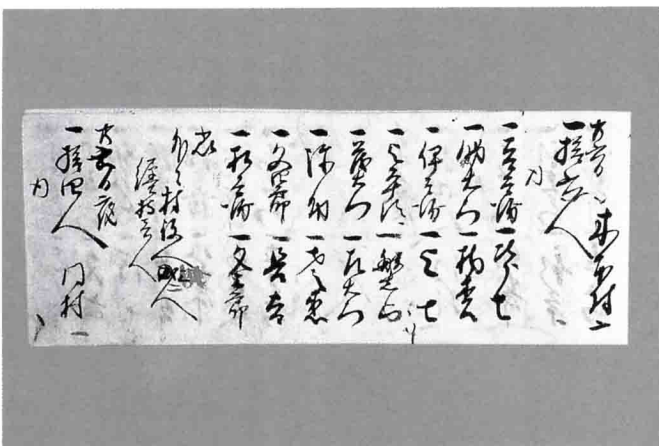
女子教育史の研究が高まってきた現在、これらの史料は、高等女学校教育で、日々どのような教育がなされていたのかを知る一端となります。

高橋家文書目録紹介

高橋家文書四三三〇点は、海部郡木本村（現和歌山市）の高橋家に伝わる近世（おもに幕末）から、近現代（明治・大正）にかけての文書群です。

高橋家は、大正期に世界で初めてビタミンAの抽出に成功した高橋克己の生家です。克己関係の史料としては、和歌山中学校での教科書や、授業料支払証明書のほか、三高時代に父二郎へ宛てた書簡などが収録されています。

さらに、同家は小説家、有吉佐和子の祖母の実家でもあり、著書の『助左衛門四代記』に登場する垣内助左衛門家のモデルとなっています。小説中には多くの高橋家文書が、引用されています。



御城内炎上之節 火消人足着到人別帳 貴志組

利用番号 4 2 5

さて高橋家は、「垣内正福院」として藩の役儀である根来役を三代にわたって勤めました。四代目にあたる助一郎の代では、根来役を辞しましたが、安政六年（一八五九）に、属縁であった高橋直右衛門の跡役として、在村のまま鳥見役見習を拝命しています。文政元年（一八一八）以降の切米受取・鉄砲稽古などの根来役に関する史料や、安政六年（一八五九）から慶応四年（一八六八）の役儀廃止までの鳥見役見習に関する史料は、これまで知られていなかった役務の実際を知るうえで貴重な手掛かりとなります。

なお当家では鳥見役見習拝命をきっかけとして、「垣内」姓から「高橋」姓に改姓しています。

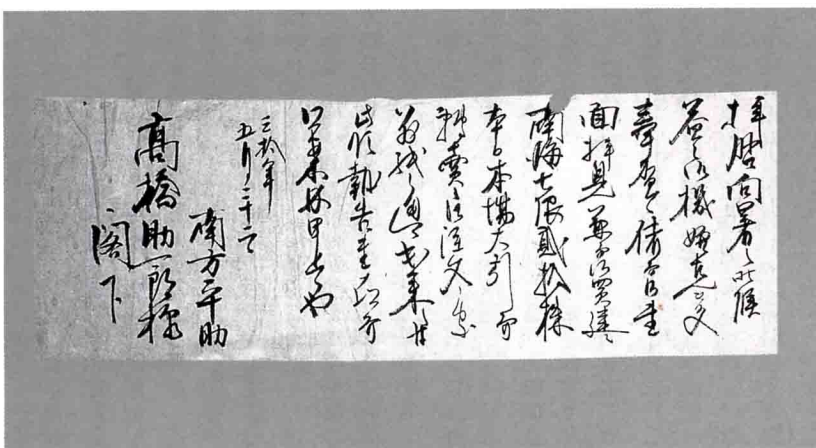
これら藩の役儀を勤める一方、木本村においては、文化十一年（一八一四）から天保十二年頃まで納庄屋を勤めています。天保七年（一八三六）の「申ノ御年貢取立帳」には、助左衛門が年貢の徴収を担当した三十五名の百姓の名前が記されており、納高は三十九石四斗七升七合二勺、知行人は筑紫武左衛門でした。

また万延元年（一八六〇）から慶応三年（一八六七）までは、村庄屋を勤めており、村政・村財政に関する史料も残されています。

ところで、当家の持高は寛政五年（一七九三）九月の木本村名寄帳では十七石七升五合五勺で、村内では上位に位置しています。「御年貢通」から見た持高は、

弘化四年（一八四七）には四十三石九斗七合、安政三年（一八五六）には七十二石八斗四升一勺と、飛躍的に増大しています。また文政二年から明治元年までの「御年貢通」には、木本村はもとより、東・中松江村、小屋村、榎原村などの近辺の村々からの年貢皆済通知が綴られており、かなりの豪農ぶりが窺えます。ちなみに、明治九年（一八七六）の「仮り名寄帳」では所持高七町九畝二十六歩（地価五千九百七十七円七十八銭一厘、地租百七十九円三十三銭六厘）で村最高持高となっています。

この財力を背景に助一郎は酒造業や米



株転売報告書

利用番号 1 5 0 4

商会所の創立を計画したり、和歌山紡績・南海鉄道・中国鉄道などの株式投資などを始めており、従来おこなってきた小作経営や不動産取引だけでない自由経済の形態が、資産家に定着していった過程を窺うことができます。

明治維新をむかえた後、大区小区制が実施されると、高橋助一郎は木本村副戸長に就任したのち、明治六年（一八七三）二月十三日に第二大区三小区戸長に任命されました。戸長とは藩政時代の大庄屋に相当する役職で、同年三月に副区長、さらに翌年十一月に小区長と名称変更されています。

助一郎は、明治八年の末頃まで小区長を勤めたようですが、在任期間中に残された村政・村財政に関する史料が高橋家文書のかんりの数を占めており、明治初期の村の組織や機構を知ることが出来ま

す。



高橋家文書目録

和歌山県立文書館

歴史講座

「熊野地方の歴史と文化」

文書館に対するご意見やご要望にできるだけ応えていくために、歴史講座を受講された方には毎年アンケート調査を実施しています。その中の講座内容に関しては、熊野地方に関わりの深い内容の講座を希望する声がたくさん寄せられました。また、昨年は「癒し」をテーマに南紀熊野体験博が開催された年でもありまして、平成十一年度歴史講座は、「熊野地方の歴史と文化」をテーマに取り上げました。三回にわたり新宮市商工会議所で開催したところ、毎回六〇名程度の参加があり、延べ一七二名が熱心に受講されました。

第一回は、十一月二十八日(日)に「南北朝と熊野」という演題で、熊野歴史研究会会長の前千雄氏が講演されました。一三三六年の後醍醐天皇の吉野行幸に始まり、およそ半世紀に及ぶ南北朝時代の全体像を概説されたのち、南朝側からは河内の豪族楠木正成を、北朝側からは室町幕府の創設者である足利尊氏を両朝の代表的な人物として取り上げ、両者の出身、環境からその性格に至るまで詳しく比較分析されました。また、たとえ親子兄弟であっても、敵味方に分かれて戦わざるを得なかったこの時代の複雑性についても言及されました。

次に本題である南北朝における熊野の諸勢力の動向について、『太平記』巻第十七には熊野八莊司らを中心とする熊野の勢力が北朝の足利軍に参加して近江の西坂本合戦で活躍する場面があるかと思えば、巻第二十二では逆に南朝の後村上天皇の住吉行幸の警固をしている情景も描かれており、南北両朝に振り回されて右往左往する熊野の人々の様子を解説されました。その裏づけ資料として熊野に伝わる古文書類なども数多く紹介されて、両朝から発せられる綿旨や軍勢催促状などの命令書にもそれは端的にあらわれていますと力説されました。



南北朝時代の熊野勢力について話される前千雄氏

南北朝といえ、青葉繁れる桜井の里のあたりの夕まぐれ...で始まる南朝の忠臣、楠木正成親子の訣別の歌「桜井の駅」を懐かしく、そして物悲しく思い起こされる方もおられるでしょう。自らの意思に関係なく、否応なしに戦乱に巻き込まれた南北朝時代、このような親子の別れは熊野の随所でも見られたことと思えます。当時の熊野の悲痛の叫びが聞こえてくるようです。

第二回は、十二月十二日(日)に「弁慶と説話的構造」という演題で、田辺市文化財審議会委員の中瀬喜陽氏が講演されました。歌舞伎の勧進帳安宅の関で有名な武藏坊弁慶について、『義経記』や『弁慶物語』などの史料に基づいた伝説を紹介され、弁慶出生の地として伝承されている多くの土地の中から、主なものとして和歌山県の田辺市・三重県南牟婁郡の紀宝町・島根県の松江市の三箇所を取り上げ、それぞれの土地の伝承にまつわる史料や弁慶松、弁慶産湯の釜などの伝承史料にも触れた資料を用いてわかりやすく解説されました。

次に弁慶の父親として『義経記』『弁慶物語』ともに、名前こそ違うもののそのどちらも熊野別当として注目に値する目され、熊野別当の新宮から田辺への進出時期と弁慶の出生時期とが重なるために、田辺市と旧新宮別当領であった紀宝町の双方に伝承を残したのだらうと推論されました。また、熊野権現の別名が鑄物大明神であることを指摘し、出雲へ移動した熊野の鍛冶職人たちが自分達の祖

先を崇めた縁起譚が出雲(松江市)の伝承を生み出したと解釈し、日本各地への熊野信仰の流布伝播が弁慶伝承をさらに成長させ、出生地伝承もその関係で自ずと増幅したものであるという結論で締めくくられました。

弁慶の泣き所、弁慶の立ち往生などの言葉は今に残す弁慶と、判官鼻根の語源となった義経。いかにこの主従が、日本人に愛されてきたかを物語っているようです。京の五条大橋の出会いから奥州平泉の最期まで、半生を共にした義経と弁慶のふたりには主従という垣根を越えた不思議な縁を感じます。



弁慶について話される中瀬喜陽氏

第三回は、十二月十九日(日)に「熊野別当と熊野別当僧綱家について」という演題で、和歌山県立日高高等学校教諭の阪本敏行氏が講演されました。第十五代別当長快が白河上皇の御師となったこ

とから一〇九〇年に法橋に補任され、熊野山で初めての僧綱つまり朝廷直任僧となり、長快家が代々別当職を世襲して一層強大化していく経緯を説明され、この長快家をもって僧綱家と呼称すると定義されました。また、本来熊野別当とは、熊野山本宮と新宮の社僧・神官の長官を意味していましたが、第十六代別当長範の時代に那智山の別当をも兼務することになり、別当職の定義が那智山を含む熊野三山の別当の総称に修正されたと話されました。



熊野別当について話される阪本敏行氏

支配領域の拡大に伴い、僧綱家は街道上の拠点に一族を次々に分置支配させ、新宮別当家、田辺別当家、那智執行家などの諸家が形成されて、源平内乱期を通じて次第に独立し、やがて新宮と田辺の両別当家の対立から内部抗争へと発展する僧綱家の分裂について詳しく説明されました。一二二一年の承久の乱後、両別

当家の再建努力にもかかわらず、瀬戸内海航路をめぐる鎌倉幕府との争いから結局再分裂してしまい、さらに鎌倉御家人などの新興武士団に在地支配権をも脅かされはじめた熊野別当は衰退を続け、十四世紀中頃に南北朝動乱の渦の中に消え去ったと、僧綱家の誕生から廃絶までの過程を流暢に解説されました。

かつて熊野信仰の流布にもなっており、栄枯盛衰がいかに世のならいとはいえず、少し寂しい気持ちにさせられます。まさに平家物語の一節の春の夢であり、邯鄲の夢と言えましょう。

和歌山の歴史を語るうえで、俗に「蟻の熊野詣」と形容されたほど多くの人々が訪れた熊野地方を欠かすことは出来ません。地図を開いてみてください。熊野山本宮は京都・吉野のほぼ真南に位置します。歴史に「もし」は禁物ですが、吉野に逃避行してきた義経が平泉ではなく、弁慶ゆかりの地である熊野に向かうため果無山脈を越えていたならば、などと思いを巡らしてみても楽しいかもしれません。

今回の歴史講座は、講座内容がそれぞれ関連しあい、様々な角度から「熊野」を見つめることができたのではないのでしょうか。歴史は繰り返すと申します。過去を知り、良いところは参考に、悪いところは轍を踏まないようにと願います。まずはより多くの方々々に歴史に興味を持っていただけるよう、文書館の開催する歴史講座が一助となれば幸いです。

文書館運営協議会開催される

平成十一年度は、和歌山県立文書館運営協議会の委員改選の年に当たするため、次の方々に委嘱し、二年間ご就任いただくことになりました。

安藤精一 和歌山大学名誉教授
池田孝雄 元高等学校教諭
岩本明博 南部川村教育長
上村雅洋 和歌山大学教授
大西 愛 大阪大学出版会
笠原正夫 鈴鹿国際大学講師
坂井利之 和歌山県立図書館顧問
高嶋雅明 和歌山大学教授
谷 奈々 社会経済研究所
西出 晋 和歌山県総務学事課長
布引敏雄 大阪明浄女子短期大学教授
和多秀乗 高野山大学名誉教授

(五十音順 敬称略)

新委員による文書館運営協議会が、平成十一年九月三十日(木)十三時三十分より、きのくに志学館特別室で開催されました。

立花館長の開会挨拶の後、出席された新委員十名の互選により、会長に安藤精一委員、副会長に和多秀乗委員がそれぞれ選出されました。

その後、安藤会長が議長となって議事がすすめられ、若松次長が、平成十年度業務報告と平成十一年度事業計画について説明しました。

各委員からは、地域史料保存調査事業の継続を望む意見が出されたほか、市町村史編さん終了後の史料や公文書の保存

について市町村に指導をするよう提言がなされました。また、文書館の主たる業務は公文書保存であるので、有期限文書を収集できるように職員の意識改革を図ることや、公文書の移管・情報公開との関連など、建設準備段階からの懸案事項を再認識してほしいとの提言もなされました。

最後に、昨年度の運営協議会で出された意見や提言の中から、「公文書のシステム作りを取り組みたい」「文書館の業務や目的を認識のうえ県政史編さん事業を実施されたい」という提言事項についての措置状況を立花館長が説明し、閉会しました。



地域史料保存調査員 研修会の開催

研修会の開催

十一月十一日(木)、東京国立文化財研究所保存科学部主任研究官木川りか氏と神奈川県立歴史博物館教授後藤 仁氏を迎え、平成十一年度地域史料保存調査員研修会を開催しました。

この研修会は、文書館や資料保存の必要性についての理解を深めていただくことを目的に毎年開催しているものです。本来は地域史料保存調査員のために企画された研修会ですが、和歌山県内ではほかにこのような研修の場がないことから、文化財や市町村史等の編集担当者など資料を取り扱う機会が多い市町村職員にも開放しています。

また、本年度は研修会を二部制とし、資料保存だけでなく情報公開法に関する講演も行いました。

木川りか氏の講演

木川氏は「紙資料の虫害防除の今後について」と題し、紙資料等を食害する虫とその防除について講演されました。昨年度の研修アンケートに「資料をまもるための具体的な方法を教えてほしい」との要望があり、その専門家である同氏をお招きしたものです。

木川氏は、まず文化財の害虫を、木材や紙などの植物質を加害する虫、毛皮等の動物質を食べる虫、また巣を作るなどして汚す虫に分類し、写真等を利用して具体的にわかりやすく説明されました。紙を食べる

虫にはシミ以外にも多くの種類があること、ゴキブリなど意外な虫が資料を食べる場合があること、虫によって資料を食害した痕がことなることなどがわかりました。害虫の種類や習性を知ることが、虫害を予防する上でとくに重要なことと思われま

す。 ついで、虫やカビの害から資料をまもる方法について詳しい説明がありました。文化財に害虫等が発生した場合の駆除方法として、従来は資料を密閉容器の中で有毒薬品のガスにさらすくん蒸処理が行われてきました。しかし、もつとも効果があるとされてきたエキボン(商品名)という薬品の主成分がオゾン層の破壊物質とされ、ちかく生産や使用ができなくなりました。現在はかわりの薬品や方法の研究・開発がいられていく過渡的な時期なのです。

この状況をふまえ、木川氏はIPM(総合的防除管理)というあたらしい考え方を紹介されました。IPMは施設や収蔵庫内部への害虫の侵入経路を遮断し、徹底した清掃を行うなどの予防対策に力点を置き、もし害虫を発見した場合にはくん蒸等を実施して被害を最小限に食い止めようというものです。欧米ではすでに主流となつていくと、日本でも今後採用する施設がふえそうです。

また、万一害虫が発生した場合の駆除法として、脱酸素剤等もちいて酸欠状態をつくり殺虫する低酸素濃度処理や、低温または高温により殺虫する温度処理など、現在研究がすすんでいる最新の処理方法についても説明されました。

後藤 仁氏の講演

後藤氏は「情報公開法の視点」と題し、国会で昨年五月七日に成立した情報公開法について講演されました。同氏は神奈川県立公文書館の館長をつとめられ、また総理府行政改革委員会の行政情報公開部会専門委員として同法の審議にあつた方です。

情報公開法は行政の透明性をたかめる上で重要な法律ですが、実は文書館ともおおいに関係があります。そこで同法の成立を機会として研修で取り上げることにしたのです。

講演にあたり後藤氏は、まず情報公開法の特徴として「政府の諸活動を国民に説明する責務(説明責任)」があることが明示されていることをあげました。同法第一条は、説明責任とともに公開の目的について「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」と定めています。同法の成立により、各省庁は職務のために作成した公文書等を国民に公開しなければならなくなりました。

また、同法は県や市町村なども省庁と同レベル以上の公開を行うよう定めています。これにより、国に先行して情報公開条例を定めていた自治体は条例の改正、まだ同条例がない自治体は制定が必要となりま

す。さらに、公開請求に対応するためには、公文書の整理や保管を適切に行うことが必要であり、文書管理の実務からあらためることが必要だと説きました。このように考えると、同法が地方自治体にも多大の影響をあたえることが容易に理解できます。

つぎに後藤氏は、国や地方自治体は、現

代だけでなく将来まで情報を公開し説明する責任を負わなければならないことを説き、文書館(公文書館)の意義を説明しました。

国や地方自治体では公文書を日常的に大量に作成しており、すべてを保存しておくことは物理的に不可能です。文書館の業務は公文書の中から歴史的な資料として残すべきものを選別することであり、それを保存し、整理・公開することです。この意味から後藤氏は、同法をおきなう存在として文書館の必要性を訴えました。

情報公開法では文書館の役割は規定されていません。しかし、後藤氏は文書館を現代の公文書を将来の人々に伝え公開することを保証する機関として積極的に位置づけられました。

後藤氏の講演は、文書館を古文書などの文化財をあつかう施設としてではなく、公文書等の情報公開に不可欠な施設としたことで画期的なものでした。公文書の保存と公開は文書館に課せられた重要な課題です。そして、このことは文書館の有無にかかわらず、地方自治体それぞれが取り組むべき課題であることがよくわかりました。また、参加者はみな講演に聞き入っており、情報公開法についての県内市町村の関心のたかさをみることができました。

平成十一年度研修会参加者の内訳
↓参加者合計六十七名(うち調査員八名、
県内市町村等四十五名、県外十四名)

公文書館専門職員 養成課程参加記

専門職員養成課程の開催

国立公文書館が開催した平成十一年度公文書館専門職員養成課程に文書館から職員一名が参加しました。この養成課程は「公文書館に勤務する職員に対し、(中略)専門職員として必要な専門的な知識を習得させ、もって公文書館の中核的な業務を担当するにすさわしい専門職員の育成に資する」ことを目的として、昨年度からはじめられたものです。本年度は全国の文書館等から十六人が参加し、前・後期二週間ずつ研修が行われました。

公文書館法は公文書館に専門職員をおくことを定めています。同時に「[自分の間]」おかないことができるとしています。その主な理由は、専門職員を養成する体制が整備されていないことでした。

たとえば博物館の学芸員資格などは大学等で必要な単位を履修すれば得ることができ。しかし、文書館等とはどんな機関が、どんな人を対象に、どんな内容で養成するかという基本的なことが整備されていなかったわけです。その原因は、文書館等の専門性が確立していないことにあります。

現在、ほとんどの文書館等では各自自治体で作成する公文書と古文書(県庁以外の民間に所在していた資料)を業務の対象としています。しかし、両者には紙に書かれてあることぐらしか共通点がありません。文書館等の専門性が定まらない最大の要因は、まったく性格がことなる両者を扱って

いることです。この実情を前提としたために、養成機関の決定さえ難航したということでしょう。

この研修に参加しても専門職員の資格が得られるわけではありません。しかし、今後の文書館等のあり方を考える上で、国立公文書館が文書館等の職員を対象として専門職員の養成を行うこと自体に重要な意味があるといえるでしょう。

養成課程の講義内容

現在の文書館等では幅広い分野の専門性が必要とされています。国立公文書館の養成課程は、各分野から必要な知識をバランスよく取り入れて構成されていました。すべての講義についてコメントすることは不可能ですので、いくつかの分野の印象を述べようと思います。

① 文書館関連法令

公文書館法や情報公開法など関連法の規程について、国の担当者から直接説明されたことは貴重な体験でした。とくに印象に残ったのは国立公文書館について定めた国立公文書館法です。国立公文書館は独立行政法人化することが決定しており、法人化への準備として法令の整備等を行いました。これらは文書館等が公文書を収集・保存・公開するために本来必要な作業といえます。また、国立公文書館の今後の方向性が示されたという点も重要です。

② 館外実習

前後期に一回ずつ神奈川県立公文書館と埼玉県立文書館で実習がありました。神奈川県では公文書館が収集した公文書について各自が廃棄か保存かの選別作業を行い、

判定結果と理由を報告しました。また、埼玉県では文書館が作成した公文書の整理カードを作成し、文書館の整理方法等について考察しました。

どちらも普通の施設見学では体験できない内容で、説明ではなく、実習させていた点で先進県のシステムを具体的に理解することができました。

③ 評価選別論等

国や自治体等が業務のために膨大な公文書を作成します。これらをすべて保存し整理・公開することは不可能です。文書館等は公文書を選別して保存するべきものを選び出さなければなりません。研修では評価選別の理論や今日の状況についてわかりやすい説明がありました。講義を通じて、現在を生きる人間が将来の資料価値を確定し得る客観的な基準は存在しないこと、評価選別論の現状が「歴史的文化的な価値」という曖昧かつ主観的な基準を無理に一般化しようと試みているにすぎないことがよく理解できました。

④ 歴史資料論・記録資料論

公文書館法は公文書等(古文書は「等に含まれる)を歴史資料として保存することを定めています。どのような文書が歴史資料となり得るのか、おおくの歴史家が見解を述べました。

とくに都築・二宮両氏の講義はすばらしい内容でした。都築氏は歴史資料とは相対的なものであり、時代によって意味が変わることをみずからの研究体験から指摘しました。また、二宮氏は実証主義からアナール主義への歴史理論の展開から資料の拡大を説き、資料が歴史研究にもつ意味を考え

てほしいと訴えました。

これに対し、日本史研究者による講義は、各自のテーマや研究資料の説明にとどまり、論としての内容にとほしいものでした。個々の研究報告としては興味ぶかいのですが、専門分野がことなれば対象資料もことなるという当然のことを再確認しただけでした。

養成課程への期待

養成課程全般の感想は歴史関係の講義がおおすぎるということです。(講義数の約1/4)。文書館等は、現在や将来の歴史研究者のためだけに資料を保存しているのではないはず。文書館等が保存する資料は、歴史以外にも国文学や社会学、あるいは気象や災害など様々な分野で活用される可能性を秘めています。資料の多様性を理解するための資料論であれば、日本史だけに偏重するのではなく、記録資料を資料とする可能性のある様々な分野がもつそれぞれの資料論を知ることが必要ではないでしょうか。

一方で、今回の養成課程でもっとも印象に残ったのは情報公開法など文書館関連法規や行政法、情報科学等についてです。しかし、文書館等の職員がこれらの知識をまなぶ機会はどこにも用意されていません。おおくの制約があるかと思いますが、今後の養成課程ではこれらについて拡充されることを期待します。養成課程参加という貴重な機会をあたえてくださった皆様にごの場をかりてお礼を申し上げます。

文書館日誌

平成十一年十月～平成十二年三月

平成十一年(一九九九)

9月27日～10月8日 公文書館専門職員養成課程 前期(東京都)

10月1日 収蔵庫整理

27日～29日 全史料協全国大会(新潟市)

11月11日 地域史料保存調査員研修会(本館)

15日～19日 第十二回公文書館等職員研修会(東京都)

26日 第八回近畿府県公文書館等実務担当者研究会(京都府)

28日 第一回歴史講座(新宮市)

29日～12月10日 公文書館専門職員養成課程 後期(東京都)

12月3日 全史料協国際交流委員会(横浜市)

12日 第二回歴史講座(新宮市)

16日 公文書(各課室保管有期限文書)収集

17日 消防訓練(全館)

19日 第三回歴史講座(新宮市)

平成十二年(二〇〇〇)

2月1日 文書館職員同和研修(本館)

18日 全史料協役員会(千葉市)

22日 県政史編さん委員会(本館)

22日 和歌山県同和教育研究協議会所蔵資料寄贈

3月10日 全史料協国際交流委員会(横浜市)

文書館の利用方法

●目録・公文書検索カード・閲覧室受付にあるパソコン等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付カウンターに提出して下さい。ただし、行政資料、参考資料は書棚に配架してありますので、自由に閲覧して下さい。

●複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付カウンターに提出して下さい。

●複写部数は、著作権法第三十一条により、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物について一人につき一部とさせていただきます。

●複写サービスは実費をいただきます。



利用案内

◆開館時間◆

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土曜日・日曜日 午前10時～午後5時

5月5日・11月3日 午後5時

◆休館日◆

○月曜日・国民の祝日(5月5日・11月3日を除く)

○年末年始(12月28日～1月4日)

○館内整理日(毎月初日・1月5日・月の初日が月曜日のときは翌日も休館)

◆交通のごあんない◆

和歌山バス高松バス停下車徒歩3分

JR和歌山駅から 約20分

南海電鉄和歌山市駅から 約20分



和歌山県立文書館だより 第6号
平成12年3月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-0051
和歌山市西高松1丁目7-38
印刷(株)和歌山印刷所
きのくに志学館内